

大田区建築物石綿含有建材調査者資格取得助成実施要綱

令和4年3月31日

3環対発第11120号区長決定

(目的)

第1条 この要綱は、区内業者（区内に本社又は本店を有する者をいう。以下同じ。）が大気汚染防止法に基づく事前調査を行うためアスベスト（石綿）に係る知識を習得した人材を確保する取組に対して大田区が助成金を交付する事業（以下「助成事業」という。）を行い、大気汚染防止法の改正に対応できる体制整備を支援することを目的とする。

(助成対象者)

第2条 助成事業の対象となる者は、アスベスト（石綿）に係る事業を実施する区内業者（以下「助成対象事業者」という。）とする。ただし、すでに本要綱による助成金を交付されている場合は、助成事業の対象としない。

(助成事業の内容)

第3条 助成対象事業者が雇用する従業員（事業者に直接雇用されている者に限る。）の講習受講について、次の各号に基づき、予算の範囲内で受講に要する費用の一部を助成する。

(1) 助成対象講習（助成金の交付対象となる講習をいう。以下同じ。）は、建築物石綿含有建材調査者講習登録規程（平成30年厚生労働省、国土交通省、環境省告示第1号）第7条に規定する建築物石綿含有建材調査者講習（一般建築物石綿含有建材調査者講習に限る。）とする。

(2) 助成対象経費（助成金の交付対象となる経費をいう。以下同じ。）は、交付対象講習の受講料（教材費を含み、日程変更又は再試験に要した費用は含まない。）とする。

(3) 前号の助成対象経費は、次に掲げる要件を全て満たす場合に、交付するものとする。

ア 申請年度中に交付対象講習を受講していること。

イ 修了試験に合格していること。

(4) 助成金の交付額は、助成対象経費（消費税及び地方消費税相当分を含まない。）1回分の2分の1とする。

(5) 助成対象事業者が他の制度により講習受講経費について助成を受けているときは、この要綱の助成を受けることができない。

(助成金の申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請事業者」という。）は、大田区建築物石綿含有建材調査者資格取得助成金交付申請書（別記第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、区長に申請しなければならない。

(1) 受講料の支払を証する書類

(2) 修了試験に合格したことを証する書類

(3) 申請者と受講者の雇用関係を証する書類

(4) その他区長が必要と認める書類

(助成金の交付決定及び交付額の確定)

第5条 区長は、前条の規定による交付の申請があったときは、当該申請に係る内容を審査し、速やかに助成金の交付の可否を決定するものとする。

2 区長は、前項の規定により助成金の交付を決定したときは、併せて交付すべき助成金の額を確定し、大田区建築物石綿含有建材調査者資格取得助成金交付決定通知書（別記第2号様式）により、助成金の交付の決定及び交付すべき助成金の額その他必要な事項を申請事業者に通知するものとする。

3 区長は、前項の規定による通知に際して必要な条件を付することができるものとする。

4 区長は、助成金を交付できないものと決定したときは、速やかにその理由を付して助成金不交付決定通知書（別記第3号様式）により申請事業者に通知するものとする。

(助成金の交付及び請求)

第6条 助成金の交付は、第5条第2項の規定による助成金の額の確定後に行うものとする。

2 交付事業者（第5条第1項の助成金の交付決定の通知を受けた者をいう。以下同じ。）は、助成金の交付を受けるため、第5条第2項の規定による助成金の確定額の通知を受けた後、速やかに大田区建築物石綿含有建材調査者資格取得助成金交付請求書（別記第4号様式）を区長に提出するものとする。

(交付決定の取消し等)

第7条 区長は、第5条第1項及び第2項の規定による助成金の交付の決定及び助成金の額の確定の後、交付事業者が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、当該交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。

(2) その他助成金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令又はこの要綱に基づく処分若しくは指示に違反したとき。

2 前項の規定は、助成金の支払を行った後においても適用があるものとする。

(助成金の返還)

第8条 区長は、前条第1項の規定により交付の決定を取り消した場合において、既に交付を行った助成金があるときは、当該交付事業者に対し、期限を定めて、当該助成金の全部又は一部の返還を命じるものとする。この助成金の額の確定を行った後において既にその額を超える助成金を交付している場合も同様とする。

(違約加算金及び延滞金)

第9条 区長が第7条第1項の規定により交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、前条の規定により助成金の返還を命じたときは、交付事業者は、当該命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合を乗じて計算した違約加算金を納付しなければならない。

2 区長が交付事業者に対し、助成金の返還を命じた場合において、交付事業者が納期日までに当該返還金額（違約加算金がある場合には当該違約加算金を含む。）を納付しなかったときは、交付事業者は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付の額につき年 10.95 パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を納付しなければならない。

3 前2項に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても 365 日当たりの割合とする。

（違約加算金及び延滞金の計算）

第 10 条 前条第 1 項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、交付事業者の納付した金額が返還を命じた助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた助成金の額に充てるものとする。

2 前条第 2 項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた助成金の未納額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

（他の給付金の一時停止等）

第 11 条 区長は、交付事業者に対し、助成金の返還を命じ、交付事業者が当該助成金、違約加算金並びに延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付すべき助成金その他給付金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該給付金と未納付額を相殺するものとする。

（調査等）

第 12 条 区長は、助成金の交付業務の適切な遂行を確保するため、必要があると認めるときは、交付事業者に対し帳簿書類その他の物件を調査し、又は質問をすることができる。

2 交付事業者は、前項の規定による調査又は質問を求められたときは、これに応じなければならない。

付 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 7 年 3 月 31 日に限り効力を失う。